

環境省同時発表

平成18年2月10日
経済産業省

廃エアゾール製品等の適正処理及びリサイクルの促進に向けたエアゾール業界と市区町村との取組について

エアゾール製品・カセットボンベ業界（以下「エアゾール業界」という。）市区町村及び関係省庁（環境省、経済産業省）においては、廃エアゾール製品及び廃カセットボンベ（以下「廃エアゾール製品等」という。）の適正処理及びリサイクルを促進するための方策について検討・協議を行ってきました。

この度、エアゾール業界側と市区町村側との間で、今後の廃エアゾール製品等の適正処理とリサイクルの促進に向けた取組について協議が整いました。今後、エアゾール業界はエアゾール製品の充填物を容易に排出できる装置（中身排出機構）が装着されたエアゾール製品に転換を進める一方、市区町村とエアゾール業界が協力して、消費者に対し、エアゾール製品等をゴミとして排出する際は、中身排出機構を利用して充填物を出し切るよう周知活動を行うことなどが決定されたことをお知らせ致します。

1. 経緯

- (1) 消費者が使用し、ゴミとして排出された殺虫剤、塗料スプレー、ヘアースプレー、カセットガスボンベなどの廃エアゾール製品については、充填物が残留したままゴミとして排出されることが要因の一つとなって、市区町村でのゴミ収集時の収集車両の火災事故の発生、破砕処理施設での処理作業時の爆発事故やリサイクルのための煩雑な作業の発生等を招いてきていた。
- (2) そのため、エアゾール業界の団体であるエアゾール製品処理対策協議会（会長：木内秀人（東洋エアゾール工業(株)代表取締役社長））と、市区町村の清掃部局等の団体である中央適正処理困難物指定廃棄物対策協議会（座長：川瀬文夫（大阪市環境事業局事業部業務課長）・事務局（社）全国都市清掃会議）との間で、環境省及び経済産業省の支援の下、昨年6月から本格的な検討が行われてきた。

- (3) その検討の結果、平成18年2月9日、両者間で今後の取組事項を取り決めた覚書が取り交わされた。

2. 今後の取組事項

両者間で取り決められた廃エアゾール製品等の適正処理及びリサイクルの促進に関する取組事項の概要は次のとおり。

(1) エアゾール製品製造事業者等においては、

平成19年4月を目途に、エアゾール製品については中身排出機構の装着や小型化を、カセットコンロについてはヒートパネル()化を、医療用エアゾール製品については薬局や医療機関での回収をそれぞれ推進する。

カセットコンロの“ヒートパネル”とは、充填物の排出を促すため容器を加温する装置。

希望する市区町村に廃エアゾール製品簡易処理機を譲与する。

消費者からの問い合わせ等に対応する相談窓口の整備等を行うとともに、中身排出機構の使用方法等について、消費者に周知する。

(2) 市区町村においては、

廃エアゾール製品の中身排出機構を使用したゴミ排出方法等について、住民に周知する。

3. 本取組への対応

経済産業省としては、この合意を踏まえ、引き続き、環境省をはじめとする関係省庁と緊密に連携を取りつつ、廃エアゾール製品等の適正処理とリサイクルの促進について、エアゾール等業界や市区町村の取組を支援することとしている。

< 本発表資料の問い合わせ先 >

経済産業省 製造産業局 化学課 担当：渡邊室長、倉持補佐、田場係長

電話：03 3501-1511 (内線3731~3740)

03-3501-1737 (直通)